

令和 2 年度過疎対策関係政府予算・施策 に関する要望

全国過疎地域自立促進連盟

1 現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設

現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で法期限を迎えるため、新たな過疎対策法を制定すること

- (1) 現行過疎法の期限終了後も、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定すること。
- (2) 新たな過疎法においても、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。
- (3) 新たな過疎法においても、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を引き続き設けること。